

## 富田林市保育所運営事業者選考等委員会 会議録（要旨）

開催日時：平成 25（2013 年）8 月 19 日（月）19：00～21：00

場 所：市役所 4 階庁議室

出席者：保育に関して見識を有する委員 2 名

事業予定者の財務及び法務に関して見識を有する委員 1 名

民生委員児童委員協議会から推薦された委員 1 名

保育所の保護者を代表する委員 3 名

事務局 4 名（子育て福祉部長、子育て福祉部次長代理、保育課長、保育課主幹）

### 会議記録

1. 開 会
2. 副市長挨拶
3. 委員委嘱
4. 委員自己紹介
5. 事務局紹介
6. 委員長選出

事務局：本委員会の設置要綱第 5 条に、「委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する」と規定されている。

そこで、委員長選出についてお諮りするが、どなたか委員長の役をお受けいただける方はおられないか。

特におられないため、事務局から提案させていただいても良いか。

（異議なしの声）

事務局：それでは、保育に関して見識を有する委員の中から、■■委員にお願いしたいと思うがいかがか。

（異議なしの声）

事務局：異議なしとの声をいただいたので、■■委員に委員長の任をお願いする。

それでは、委員長からご挨拶をいただき、その後、議事進行をお願いする。

### 7. 議事

委員長：それでは、議事に入る前に、本日の会議資料について事務局から説明をお願いします。

事務局：本日の資料は、事前に送付させていただいた資料 1～6 と、本日お配りした資料 7・8 の計 8 種類である。

資料 1 は、本委員会の設置要綱である。

資料 2 は、本委員会の委員名簿である。

資料 3 は、会議の公開に関する指針である。この指針の中に、情報公開条例第 6 条に触れているため、その条文を資料 4 とした。

資料5は、本市が待機児童の解消に向け誘致をめざしている、民間認可保育所の設置運営事業者の募集に関する内容であるが、これは本日の会議のたたき台として作成した事務局案であるため、後ほどご審議いただきたい。

資料6は、本市の待機児童の状況と地区別のグラフである。

資料7は、金剛地区および金剛東地区とその周辺地図である。

資料8は、市内保育所の位置図と入所者数等の表である。

委員長：それでは、議事に入る。

まず、会議の成立要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局：会議の成立要件は、本委員会の設置要綱第6条第2項に、委員の半数以上の出席が必要と規定されている。本日は、委員総数8人の内、7人が出席されているため、本会議は成立している。

委員長：次に、本委員会の設置要綱第5条第3項に、「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する」と規定されている。

委員長が指名するとなっているので、申し訳ないが、■■委員を指名させていただくので、私が会議に出席できないときなど、よろしく願います。

続いて、会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料3としてお配りしている会議の公開に関する指針をご覧いただきたい。

この指針の1にあるように、本市の審議会や協議会等の会議を公開し、市民にその審議状況を明らかにすることより、市政の透明で公正な運営を確保するとともに、開かれた市政の推進に寄与することを目的としている。

2では、公開の対象となる会議の種類を規定しており、これによりこの委員会は公開の対象となる会議である。

3では、会議の公開基準について定めている。公開の対象となる会議は、原則として公開することになるが、審議内容によっては公開することが望ましくない内容を取り扱う会議もあることから、それらが例示されている。

一つは、上位の法令によって非公開とされている会議。

二つ目は、情報公開条例の規定により、情報開示しないこととする情報を取り扱う場合で、資料4に情報公開条例第6条を載せている。

三つ目には、公開することで公正でかつ円滑な議事運営に支障が出る場合も、非公開にできる旨が規定されている。

また、4では、会議の公開あるいは非公開の決定については、会議の長がその会議に諮って決定すると規定されている。

なお、5以降には、公開の方法や周知の方法などが規定されている。

以上のように、本会議の公開あるいは非公開について、ここで決定していただく必要がある。

委員長：ただ今、会議の公開について事務局から説明があったが、原則、会議はこの規定によって公開とされている。よって、この会議についても原則は公開となる。

ただし、審議内容によって、公正かつ円滑な議事運営に支障が出る場合や、情報公開条例第6条の規定に該当する情報を扱う場合などは、公開しないことができるとも規定されている。

この会議では、応募された事業者の書類を見て、そしてヒアリングをし、審査するという形になるため、競争上の地位に関わる事業者の財務状況や保育内容、場合によっては代表者の所属、学歴等の重要な個人情報扱うことになる。また、これらについて審議する際、事業者に対して懸念される部分を指摘する場面も想定されるが、公開の場では聞きにくいこともあって、皆さんの自由な発言が制限される恐れがある。

これまで私が関わってきた中で申すと、委員の間でこのような案件について審議するという会議は非公開が望ましいと考える。

皆さん方のご意見をお聞かせ願いたい。

委員：保護者の中では、公開、非公開を選択する場では非公開になることが多く、どうして公開しないのかという意見がある。なぜ非公開なのかという理由がきっちりと保護者に伝わらない。非公開という言葉のニュアンスが、秘密裏に何かをしているのではないかというような誤解を与える。

今の委員長の話聞いて、非公開にする理由を私自身は納得したが、なかなか全体としてはそこまで伝わらないところがある。

委員：事業者を選定するときに、批判的なことを言う場面も出てくるかもしれない。公開することによって、どうしても言いたいことが言えなくなるので、事業者の選定に関することを審議する際は、やはり非公開が望ましい。

ただし、私は一般論までの範囲は公開しても良いと思う。

委員：待機児童を抱えている保護者からすれば、今後、どういう保育所が建っていくのかという少しの情報だけでもあれば安心できると思うので、私も一部は公開して、一部は非公開という形でも良いのではと思う。

委員：同様に保護者の立場からすれば、自分の子どもをどの保育所に預けるかという選択肢を含め、たくさんの情報がほしいと思う。

委員：私は、公開に対してどれくらいニーズがあるのか想像もつかないが、どのような方が公開を望んでいるのか。

委員長：私の経験からすると、このような新たに保育所を建てるようなときは、やはり将来、保育所に子どもを預けたいと思っておられる方の中で、特に熱心な方が多いようである。

どんな人が、どんな所に、どんな保育所を建てられるのだろうというような情報を知りたいと思っておられる。しかし、それは会議のかなり後半の部分になってくる。その段階にならないと知りたい情報が入ってこない。

それをどう開示して、どの段階で出せるかという、やはりクローズの中でしか議論できない話になってしまう。保護者の方々が知りたい情報を扱う会議がどうしてもクローズにならざるを得ない。

そのため、一部公開にしても、公開できる部分の内容は、傍聴される方々にとっては何か抽象的な話であつたりとか、委員構成が分かつたりする程度になってしまう。

ですから、原則非公開でいきたいというのが、私の思いである。

委員：私は、こうした公開、非公開の議論をした上で原則非公開であるという決定について、なぜ非公開なのかという理由が示されれば、非公開のほうが率直な議論ができるのではないかと思う。

委員：一部公開という方法もあると思うが、今後どのような議論がなされていくか私自身は分からない部分もあるので、委員長の意見に賛同したい。

委員長：皆さんのお考えをお聞きしたが、今後のスケジュールを考えたとき、この秋ぐらいから選定に入っていくことになるため、現実的に公開できる余地はあまりないのかなと思われるので、原則、この会議は非公開でいくということをご了承いただきたい。

ただし、市民の方に、なぜ非公開なのかという理由を伝えていかなければならない。恐らく、市のウェブサイトで会議の公開、非公開を伝えていくことになるかと思うので、今まで申し上げたように、何より公正な審議を担保するために「非公開」であるということを明らかにした上で、この会議は非公開で進めさせていただきたいと思うが、それで良いか。

各委員：了解した。

委員長：次に、会議記録については、会議そのものは非公開としても、一方で審議の進捗状況等をお知らせしていかないと、全く何をしているのか分からない。また、会議記録については、情報公開の請求があった場合は、会議の公開、非公開に関わらず、原則的には全て公開ということになる。

その際、記録の取り方をどうするか決めておく必要がある。記録の取り方には、発言の内容を一言一句記録する逐語記録と、概ねの内容を記録する要旨記録、そして要点をまとめた要約記録の3種類のやり方がある。

会議記録の公開を前提にしたとき、逐語記録だと話の中では伝わる内容であっても、まわりくどかったり、何を言っているのか分からなかったりするときがあるので、そのやり方は避けたほうが良いと思う。

公開するときには、大体の内容を記録に留める発言要旨が、見ていただくときに分かりやすい。私がいろんなところでお願いすることは、発言要旨を事務局でまとめていただき、それを委員全員で確認する。そして、自分の話した主旨と違うという部分があればそれを訂正した上で、公開するというやり方をお願いしている。

ただし、発言要旨を記録した場合でも、ある事業者の財務状況がとても悪いというような話になったときに、事業者名を伏せるような配慮をしたり、一部非公開とならざるを得なかったりする内容も出てくるかもしれない。情報公開条例の第6条にうたわれているが、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、社会的信用その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のある情報などを扱う場合は、事業者名を伏せるということはある程度あり得るといってもご理解いただきたい。

また、各委員が自由に意見を述べるために、発言した委員名についても伏せていただきたい。委員名は伏せながら発言要旨を記録し、ウェブサイトに公開していくという形で市民の皆さんに情報を知らせていくということが良いか。

各委員：それをお願いします。

委員：委員名簿は公開されるか。

委員：委員名簿を公開することで、事業者から何らかの働きかけがあるということを考えなくて良いか。

委員長：それは、懸念される場所である。そのため、事業者が選定されるまでは、委員名は非公開のほうが良いと思う。

委員：どのような立場の者が委員になっているという委員構成は公開しても良いと思う。

委員長：事前の働きかけを避けるために、選定が終わり、決定した事業者を公開するときまでは、委員構成のみ公開するということが良いか。

各委員：それで良い。

事務局：それでは、事業者名や会議の中でどなたが発言したかという部分などを伏せて、発言要旨記録を作成し、各委員に確認していただいた後、市のウェブサイトに掲載していく。また、会議の非公開の理由と、委員名を伏せる理由もあわせて掲載する。

各委員：了解した。

委員長：それでは、議事を続けさせていただく。

本会議は、民間認可保育所の募集条件に関することや、設置運営事業者の選定に関することなどを審議するものであるが、これに先立ち、富田林市の保育所の現状や待機児童の状況などについて、また、このたびの保育所誘致に至る経過も含め、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、まず資料8をご覧ください。これは、市内の保育所の位置図である。市内には、公立が6園、私立が8園で、計14の保育園がある。黒丸で位置を表しているのが公立保育園、星印が私立保育園となっている。

下の表には、今年8月1日現在の公立と私立別の保育定数、入所児童数などを記載しているが、定数の1594人に対して、1722人の児童に入所していただいております、公立と私立をあわせて、すでに定員を超える128人が入所されている状況にある。

次に、資料6をご覧ください。これは、本市における平成21年度からの待機児童数の状況である。本市では、平成18年に梅の里保育園を開園して以来、年度初めの待機児童は発生していないが、年度途中から待機児童が発生している。また、その人数は年々増加し、今年3月には87人が保育所をご利用いただけない状態となった。さらに、その時期は早まる傾向にあり、今年5月の時点で、すでに待機児童が発生した。

2枚目には、待機児童数を地区別にグラフ化した。これを見ると、金剛地区が最も多く、次に多い金剛東地区をあわせると、実に4割を超える待機児童がこの地域に集中していることがうかがえる。

資料7には、待機児童が多い金剛地区と金剛東地区にスポットをあて、この地域の人口や、住宅の開発計画などを記載した。

このように、待機児童の発生状況や、ここ数年の間に大規模な住宅開発が計画されている金剛地区およびその周辺地域に新たな保育所を誘致し、保育定数の拡大を図っていきたいと考えている。

委員長：この件について、何か質問や確認しておきたいことはないか。

ないようなので、民間保育所設置運営事業者募集内容案について審議していく。あくまでたたき台ということであるので、まずは事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、資料5をご覧ください。委員の皆様方には、事前にお配りさせていただいたので、要点の説明とさせていただきます。

まず、事務局で考えている募集する保育所の条件ですが、一つ目は、待機児童が非常に多い金剛地区、もしくはその周辺地域に設置するというのを考えている。

二つ目は、保育定数を100人以上とした。先ほど、本市の待機児童の状況を説明させていただいたが、最も多かった今年3月の87人という現状を踏まえると、最低でも100人程度の保育所でないとある程度吸収することは難しいと考えている。

三つ目は、新築、もしくは賃貸物件による既存施設の活用により設置するというのを考えている。できるだけ早く保育所を開園し、待機児童を減らしたいと考えていることから、新築に限定するのではなく、既存の建物を賃貸する、あるいは土地を賃貸するという手法も認めていきたいと考えている。

四つ目は、スケジュールのことになるが、26年度中に開園したいと考えている。本来は、年度初めとなる来年4月1日からの開園が望ましいが、それであればすでに事業者も決まり、場所も確保し、建設に取りかかっていないといけない時期となっているので、4月開園は物理的に不可能である。そのため、26年度中という曖昧な表現にしているが、事務局としては、来年秋頃に運営が始まればと考えている。

次に、応募資格では、特に皆様方にご検討いただきたい項目がある。その部分をあえて1-a、1-bとして二つに分けている。

1-aは、社会福祉法に規定する社会福祉法人に限定する場合。新たに社会福祉法人を設立し応募することも考えられるので、その場合は法人認可に係る基本条件を満たしていること、それから事務局をあまり遠くに置かれるとこちらからの問い合わせや連絡事項に対するやり取りが非常に困難になるので、主たる事務所については、富田林市内に置いていただきたいと考えている。

1-bは、対象者を社会福祉法人に限定するのではなく、それ以外の多様な事業者にも門戸を開いていく場合。

平成12年から、株式会社等も一定の条件のもと認可保育所の参入が認められているが、過去に認可保育所を募集された他の自治体の例を見ても、これまでほとんどの場合は社会福祉法人に限定されているようである。

恐らくこれは、企業の経営状況に保育所の存続や保育の質が左右されることの懸念から、社会福祉法人に限定して募集されたのかと思われるが、先般、国の規制改革において、保育需要が充足されていない地域、まさしく本市が今その状態にあるが、その地域においては設置主体を問わず、審査基準に適合していれば認可するようにと改めて示された。

これが、良いか悪いかは別にして、横浜市などでも株式会社にも門戸を開いて募集をかけており、それが他の自治体にも広がっている状況が見受けられる。

今回の募集において、社会福祉法人に限定するのか、それとも門戸を開いていくのかということをお本委員会でご検討いただきたい。

他には、選考方法や、2ページの運営者に対する市の支援等、3～5ページには細かな内容を別表とし、6ページには募集スケジュール案を記載している。

この別表には、富田林市のオリジナリティを反映しながら、こんな保育所を建てていただきたいとの思いを記載した。特に、4ページの「設置後の運営に関すること」の2番目に、各種の特別保育事業、子育て相談、園庭開放等の事業を実施することや、本市の子育て支援ネットワーク事業に積極的に参画することという項目を入れている。

5番目には、障がいの状況等に応じた適切な障がい児保育や、病児・病後児保育、一時保育の実施など多様な保育需要に対応すること。次の段の「職員に関すること」の3番目には、1歳児保育の充実のために、保育士の配置基準は1歳児5人に対して保育士1人とする項目を盛り込んでいる。本市の全ての保育所は、国基準の1歳児6人に対して保育士1人の配置基準よりも保育士を加配しており、新しい保育所にもこれを守っていただきたい。

以上、説明とさせていただくので、皆様方のご意見をいただきたい。

委員長：それでは、募集条件や応募資格をはじめ、募集内容案について、皆さんのご意見をお聞かせ願いたい。

委員：応募資格ですが、社会福祉法人でお願いしたいと思っている。

1-bでは、株式会社等の参入もあるということですが、子どもが園庭で元気に遊んでいる姿を思い浮かべたとき、そういうことができるのかといえば、やはり株式会社では難しいのではないかと思う。

待機児童がいなくなるということに関しては、門戸を開くことはとても良いことなのかもしれないが、親としては、安全で安心な保育をしてもらわなければ何もならない。安全で安心な保育ができるのは、社会福祉法人だけではないといわれるかもしれないが、その辺りに不安を感じる。

委員：社会福祉法人と株式会社の違いが良く分からない。

委員長：社会福祉法人は公益法人なので、収益を上げて、株主に配当するという事はない。

また、仮に社会福祉法人が保育所をやめるとなったときに、土地などの財産は全て国に帰属するという形になる。要するに、それらを国がいただくということになる。

反対に、株式会社は解散すれば、土地や財産については、株主総会の中で株式会社が処分することになる。公費を投入しながら株主に配当を出し、そして事業を廃止するときにも、その財産は株式会社が自由に処分できる。

この点が大きな違いで、皆さんが不安に思われる部分である。

だからといって、社会福祉法人の保育所と、株式会社の保育所とどちらが良いかというと、一概にはいえない。乳児の突然死症候群の対応であったり、アレルギー除去食や代替食であったり、もの凄く勉強されている株式会社もある。

ですから、基盤が違うということで、保育内容については、事業者のトップがどういう理念で保育事業をやろうとしているのかということが最も重要である。

ただ、いずれにしても公益事業であるから、国のほうでも株主への配当については、一定の制限を設ける動きもあるように聞いている。

事務局：そういう動きもある。

募集内容案のほうで、1-bに「保育所の設置認可等について」とその取扱いについての規定に触れているが、その内容を簡単に説明すると、社会福祉法人以外の者による設置認可による申請においては、まず保育所を運営するために必要な経済的な基礎があること、経営者または法人の場合はその役員が社会的信望を有していること、実務を担当する幹部職員が保育所等において2年以上勤務した経験があること、または経営者に社会福祉事業についての知識経験があるということが前提となっている。

また、保育所の運営に関して、意見を述べる運営委員会を設置し、社会福祉事業についての経験がある者や、保育サービスの利用者、いわゆる保護者の方、実務を担当する幹部職員がこの中に入っているということも必要となる。

それから、不正または不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由があってはいけないということ、そして財務内容が適正であるということも条件となる。

経済的な基礎があるということの定義は、保育所の運営のために直接必要な全ての物件について所有権を有しているか、あるいは国か地方公共団体から貸与されたものであること、それと年間事業費の12分の1以上に相当する資金、例えば1年間に1億2千万円かかるとすれば、1千万円に相当する資金を普通預金か当座預金等に有していなければならないとされている。

財務内容が適正であることの定義では、直近の会計年度において、保育所を運営する以外の営利事業も含めた全ての事業において、3年以上連続して損失を出していないこととされている。

これらの基準を満たした上で、はじめて保育所運営に参入できるということになる。これは、株式会社に限らず財団法人や宗教法人、個人であっても同様でこの条件を満たさないと参入できない。そのため、株式会社や社会福祉法人以外の法人が参入すれば、非常に高いハードルを超えないといけな。そこに、この委員会の審査が加わってくるので、保育事業に関わる相当の意思がないと参入できないというハードルは国としても持っている。

委員：社会福祉法人と株式会社の違いを説明していただいたが、私たちがイメージしている保育所は、園庭があって、各クラスがあって、年齢に応じた保育室があってという今の保育所をイメージしているので、社会福祉法人であっても、それ以外でも同じようなものができるのかどうかということが分からない。

それと、凄く熱心に色々されている株式会社もあるということだが、保護者が望むことは、それを市でやってほしい。それが、一番嬉しくて安心できる。今と同じ保育所を造ってほしい、もしくはそれより良いものを造ってほしいと思っている。

委員長：施設の面でいえば、児童福祉施設の運営及び設備の基準等の法令により、事業者に関係なく守らなければならない一定の基準がある。



一時期、なぜ公立保育所を民営化するのかという議論が随分いろんなところであった。児童福祉法の理念からすると、保育はやはり国がするものだとの思いはあるが、残念ながら国の仕組みそのものが、地方分権、民間委託という流れにあって、公立保育所を建てるとなると、土地、建物、人件費等のお金を市が負担しなければならない。

民間事業者が新築すると、建物を建てる時に3分の2が国から補助される。このように、民間事業者を優遇する仕組みになっている。

私は、事業者が競争するような形で審議したいと思っている。1者しか応募がなければ、そこを適格とするかどうかという議論になってしまう。なるべく複数の事業者に手を挙げていただくということを前提として条件を付けていきたい。

しかしながら、応募資格の1-aを見ると、これでもかなり厳しい条件だと思う。なぜなら、新たに法人を設置する場合、主たる事務所を富田林市内に置く予定であるものとなっている。新たに法人を設置する場合、手続きが相当大変である。ただし書きが、非常にハードルが高い。

既存の社会福祉法人であれば、富田林市内に事務所を置かなくても良いという理解で良いか。

事務局：はい。

委員長：しかし、この場合は他府県になると、直接国が管轄するような形になるので、ここは大阪府内ぐらいが望ましいと思う。

委員：新たに法人を設置する場合、主たる事務所を富田林市内に置くということに関して、委員長は範囲が狭いのではないかとの意見であったが、市として市内に事務所を置いてもらいたい理由は。

事務局：認可手続きの際、遠いところに事務所を置かれると、市との意思疎通がなかなか取れない。認可関係の権限が府から市町村に移譲されており、富田林市内に事務所があれば、非常に密接なやり取りができる。ただ、富田林市だけではなく、大阪狭山市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村の近隣市町村を含めた広域として担当しているので、その範囲であれば同じような対応はできると思われる。

委員長：もう少し緩やかにしようとするれば、主たる事務所を富田林市内に置く予定であるものが望ましいという表現にすれば間口が広がる。

委員：間口を広げて、たくさん比べるものがあつたほうが、良いものに出合えるような気がする。

委員：基本的なことが分からないところもあるが、全く保育所経営をしていない事業者が参入してくる可能性もあるか。

委員長：それも有り得る。

委員：その場合は、私たちの判断でノーと言うことはできるか。

委員：1-bも含めて、全てに門戸を開いておいて、審査のときに評価すれば良いのではないか。蓋を開ければ、株式会社のほうが経営理念が立派なものを出してくるかもしれないが、全てを見てから判断するという事にすれば良いのではないか。

委員長：社会福祉法人以外の者について、株式会社だけが議論されているが、学校法人等もあり得る。学校法人が建てる時も社会福祉法人が建てる時と同じように補助金が出る。株式会社が建てる時も同じように補助金が出るか。

事務局：新築については、株式会社は補助の対象外となる。ただし、賃貸物件の活用については、株式会社にも賃貸料等に対する補助は出る。

委員長：それだけでもハンデキャップがある。株式会社が保育所を新たに建てる場合は、全額自己負担になる。ですから、株式会社は相当な覚悟でエントリーすることになる。

委員：この条件を聞くと、小さな保育所を造ってとなれば可能であろうが、100人以上の受け入れとなると、株式会社はあまり参入してこないのではないか。

委員長：そして、何より事業者が土地から確保しなければならないというところが、かなりハードルが高い。

ですから、できるだけ門戸を開いて、多くの事業者のエントリーしていただき、その中から選択していきたい。1者しかエントリーがない場合は、もう一度公募をかけるというやり方を取っているところもある。なるべく広く声をかけていただき、なるべくエントリーしていただけるような、そういう努力をぜひしていただきたい。

事務局：複数の応募がなければ再募集ということも考えていかなければならないと思うが、待機児童の状況を考えると、すぐにでも保育所を建てないといけないという逼迫した状況である。

また、国の補助制度の安心こども基金を使って保育所整備をすることになるが、これが26年3月で期限切れとなる。来年4月以降、補助制度そのものがあるのかないのかも分からないので、できるだけ早く事業者を決めて、26年3月までに事業者と建設業者との間で、建物の本体工事契約を交わしてもらわなければ、補助の対象にならないということもある。

委員長：それと、選考方法は、書類審査、プレゼンテーションおよびヒアリング審査により実施するとなっているが、場合によっては、法人が運営している既存の施設を見に行くということも考えられるが。

事務局：今回、新たに設立する社会福祉法人も応募できると提案させていただいたので、その場合は実地調査ができないため、あえてその部分には触れていない。応募された事業者が、保育所を運営している場合で、かつそれが近ければ実地調査もするというのを、委員会の中で決めていただければと思う。また、最終的に事業者が絞られ、甲乙つけ難いときに実地調査をするというやり方もあると思う。

委員長：実際、現場を見て余計に判断しにくくなる場合もあるし、書類はそれほどでもないがもの凄く良い保育をしているということもある。ですから、実地調査がどれほど必要かという話もあるが、既に保育所を運営している事業者の場合は、第三者評価を受けていたり、行政評価を受けていたりするので、それを見れば書類上だけでも差がつくし、そういうところで判断するというのも可能である。

事務局：定員の設定を100人以上として提案させていただいたが、この辺りはどうか。間口を広げるためにはもう少し減らしたほうが良いか。

委員：仮に100人として、0歳児から5歳児まで割り振っていくと、これでもすぐに待機児童を吸収することは難しいのでは。

委員長：ですから、100人以上というラインは妥当だと思う。

委員：小学校の建物を使うことはできないのか。

事務局：余裕教室もないわけではないが、保育所整備となると、給食を調理する施設や遊戯室等を確保しなければならない。

それから、朝の7時から夜の7時まで開いているわけですから、その間、保護者がお迎えに来られる際に入出りできる入口を別に設けないといけないので、非常に大きな工事が伴う。

また、学校は市の財産であり、それを事業者に貸すなり、売るなりの手続きも必要になる。今後、検討の余地はあると思われるが、今すぐに対応できるというものではない。

学校の施設を保育所に転用した例は、全国的にはいくつかあるが、ほとんどの場合、このような大規模な新設保育所ではなく、既存保育所の分園であったり、20人程度の小さな規模であったりというような保育所を学校の中に造ったというものばかりである。

廃校した学校をまるごと保育所にしたという例はあるようだが、今ある学校の中に100人という大規模の保育所を造ったというのは、私どもの知る限りでは存在しない。

委員長：確か昨年、河南町が2つの学校を統廃合されたときに、廃止した学校を保育所に改築された。

それでは、時間も遅くなってきたが、他にご意見はないか。

事務局：本日いただいたご意見を整理し、募集要項案という形にしたものを事前に送付させていただくので、次回の会議で引き続きご審議願いたい。

各委員：了解した。

委員長：それでは、本日の審議は以上とするが、事務局から他に何かあるか。

事務局：事務局からのお願いが2点ある。

本委員会設置要綱第8条に秘密の保持という規定があり、この会議で知り得た個人情報については、委員会の解散後も守っていただく必要がある。

また、設置要綱には触れられていないが、公正公平な選定を進める上で、応募事業者に関する情報の取り扱いについても、十分ご配慮いただきたい。

それと、会議の中で決定された通り、会議記録については事務局で作成したものを事前に全委員に確認していただき、文言等の修正をした上で、市のウェブサイト公開するので、ご了承願う。

各委員：了解した。

委員長：では、事務局よろしく願います。

最後に、今後の会議日程をある程度決めておきたいと思うので、事務局より日程案の説明をお願いします。

事務局：次回の開催日については、事前に案内させていただいた通り、来週の火曜日、8月27日の夜、本日より同じ午後7時からでお願いします。

案件としては、先ほど申し上げたように、募集内容を整理し、募集要項案という形で申請書類などを含め提案させていただく。さらに、応募事業者の審査基準についても提案させていただくので、ご審議願いたい。

なお、募集要項案と審査基準案については、事前に確認していただけるよう、今週水曜日か木曜日までには発送するので、次回会議まで日がない中での確認となるがよろしく願います。

その後の予定としては、次回の会議で募集要項が固まれば、9月は募集期間になろうかと思われるので、皆様には募集期間終了後の10月に応募事業者の書類審査やヒアリングなど、3回程度の会議をお願いし、11月には最終の選考を含め、2回程度の会議をお願いしたいと考えている。

については、今後の予定をあらかじめ確認させていただきたいので、後ほどお渡しする日程確認表にご都合を記入していただき、次回会議のときに持参願いたい。

それをもって、次回の会議で今後の日程を決めさせていただくので、よろしく願います。

それでは、最後に部長よりご挨拶申し上げます。

(部長挨拶)

## 8. 閉会